

監督上の措置一覧

(平成15年7月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
1	7.7	所属長注意	右職員は、平成15年5月30日、福岡市内所在の[]において、防災訓練で使用する空気推進式救命索の発射訓練を行った際、その到達距離の判断を誤り、隣接する高校の敷地内に落下させ、ガラス1枚を破損させたもの。	[]署 巡査 []	
2	7.7	所属長注意	右職員は、平成15年6月3日、[]署管内における交通取締りに対して、速度違反者に対し、飲酒検知を実施した際、保管取扱いに徹底を欠いたことから、飲酒検知管1本を紛失したもの。	[]署 巡査長 []	
3	7.17	所属長注意	右職員は、平成15年4月11日、看守勤務において、被留置者に差し入れられたバッグの検査に際し、その徹底を欠いたことから、当該バッグ内に在中の財布及び注射器1本を発見できなかったもの。	[]署 巡査部長 []	
4	7.28	所属長注意	右職員は、平成15年5月14日、捜査のため甘木市内の[]に赴き、自家用車を駐車中、車内に置いていた業務で使用している私物のノートパソコン等を窃取されたもの。	[]署 巡査 []	

監督上の措置一覧

(平成15年8月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
1	8.5	所属長注意	右職員は、平成15年5月20日、自家用車で外出中、北九州市内の路上において、最高速度が50キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、83キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	■■■■署 警部補 ■■■■	
2	8.7	本部長注意	右職員は、■■■■署■■■■として、その実務の遂行に徹底を欠いたことにより、部下職員が、■■■■勤務において受理した被害届等の捜査書類及び遺留証拠品を自宅に持ち帰り、隠匿するという事態を惹起させたもの。	■■■■署 警視 ■■■■	監督責任
3	8.7	本部長訓戒	右職員は、■■■■署■■■■として、その実務の遂行に徹底を欠いたことにより、部下職員が、■■■■勤務において受理した被害届等の捜査書類及び遺留証拠品を自宅に持ち帰り、隠匿するという事態を惹起させたもの。	■■■■署 警部補 ■■■■	監督責任
4	8.7	本部長注意	右職員は、公用車の運転資格を有していないにもかかわらず、平成15年■■■■、福岡市内の自宅に車の鍵を取りに帰るため無断で公用車を運転し、物件事故を起こしたもの。	■■■■署 巡査 ■■■■	
5	8.18	所属長注意	右職員は、平成15年■■■■、■■■■署管内で発生した人身交通事故の現場処理に際し、事故関係者から飲酒検知の依頼を受けたが、否認する第三当事者の無免許運転の立件に追われるうちに、飲酒検知を失念したもの。	■■■■署 巡査部長 ■■■■	

監督上の措置一覧

(平成15年9月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
1	9.5	所属長注意	右職員は、平成15年7月5日、自家用車で外出中、████████九州自動車道において、法定制限速度が100キロメートル毎時のところを146キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	████████署 巡查 ████████	
2	9.11	所属長注意	右職員は、平成15年6月9日、証拠品として押収自転車1台を████において保管中、その保管管理の徹底を欠いたことから、同自転車を何者かに窃取されたもの。	████████署 巡查長 ████████	
3	9.19	所属長注意	右職員は、平成15年9月17日、自家用車で通勤中、北九州市内の路上において、最高速度が50キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、89キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	████████署 巡查 ████████	
4	9.25	本部長注意	右職員は、証拠品の保管責任者として、証拠品の取扱いに関し、指揮監督を有する者であるが、平成15年5月13日、部下職員に対し、██████事件にかかる証拠品送致のための分別作業の指揮及び証拠品の保管取扱いに徹底を欠いたことから、高級腕時計等計49点を紛失するという事態を惹起させもの。	████████署 警部 ████████	監督責任
5	9.25	所属長訓戒	右職員は、平成15年5月13日、██████事件にかかる証拠品送致のための分別作業を実施したが、同作業終了後における証拠品の保管取扱いに徹底を欠いたことから、高級腕時計等計49点を紛失したもの。	████████署 巡查長 ████████	

監督上の措置一覧

(平成15年10月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
1	10.1	所属長注意	右職員は、平成15年10月1日、自家用車で外出中、朝倉郡小石原村の路上において、最高速度が40キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、70キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	■■■■署 巡査部長 ■■■■	
2	10.9	所属長注意	右職員は、妻帯者であるにもかかわらず、有夫の身である■■■■と不純な交際を続けていたもの。	■■■■署 巡査部長 ■■■■	
3	10.9	所属長注意	右職員は、有夫の身でありながら、■■■■と不純な交際を続けていたもの。	■■■■ 巡査長 ■■■■	
4	10.17	所属長注意	右職員は、平成15年9月7日、自家用車で外出中、宗像郡福岡町の路上において、法定制限速度が60キロメートル毎時のところを106キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	■■■■ 事務吏員 ■■■■	
5	10.23	所属長注意	右職員は、平成15年10月12日、自家用車で外出中、八女郡広川町の路上において、最高速度が40キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、78キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	■■■■署 巡査部長 ■■■■	

監督上の措置一覧

(平成15年11月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
1	11.6	所属長注意	右職員は、 署 として、その實務の遂行に徹底を欠いたことにより、送致事務を担当していた部下職員が、交通切符等を補充捜査をしないまま放置し、更に、人事異動の際、後任者に引継ぎをしないで、これらの関係書類を自宅に持ち帰り隠匿するという事態を惹起させたもの。	 警部 	監督責任
2	11.6	所属長注意	右職員は、 署 として、その實務の遂行に徹底を欠いたことにより、送致事務を担当していた部下職員が、交通切符等を補充捜査をしないまま放置し、更に、人事異動の際、後任者に引継ぎをしないで、これらの関係書類を自宅に持ち帰り隠匿するという事態を惹起させたもの。	 署 警部 	監督責任
3	11.6	所属長訓戒	右職員は、 署 として、その實務の遂行に徹底を欠いたことにより、送致事務を担当していた部下職員が、交通切符等を補充捜査をしないまま放置し、更に、人事異動の際、後任者に引継ぎをしないで、これらの関係書類を自宅に持ち帰り隠匿するという事態を惹起させたもの。	 署 警部補 	監督責任
4	11.6	所属長注意	右職員は、 署 として、その實務の遂行に徹底を欠いたことにより、送致事務を担当していた部下職員が、交通切符等を補充捜査をしないまま放置、失念し、更に、人事異動の際、後任者に引継ぎを怠るという事態を惹起させたもの。	 警視 	監督責任
5	11.6	所属長注意	右職員は、 署 として、その實務の遂行に徹底を欠いたことにより、送致事務を担当していた部下職員が、交通切符等を補充捜査をしないまま放置、失念し、更に、人事異動の際、後任者に引継ぎを怠るという事態を惹起させたもの。	 警部 	監督責任

(平成15年11月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
6	11.6	本部長注意	右職員は、 署 として、その責務の遂行に徹底を欠いたことにより、送致事務を担当していた部下職員が、交通切符等を補充捜査をしないまま放置、失念し、更に、人事異動の際、後任者に引継ぎを怠るという事態を惹起させたもの。	署 警部補 [Redacted]	監督責任
7	11.6	本部長注意	右職員は、 署 として、その責務の遂行に徹底を欠いたことにより、送致事務を担当していた部下職員が、交通切符等を補充捜査をしないまま放置、失念し、更に、人事異動の際、後任者に引継ぎを怠るという事態を惹起させたもの。	[Redacted] 警部補 [Redacted]	監督責任
8	11.11	所属長注意	右職員は、平成15年4月13日、接見禁止中の被留置者から、知人の電話番号を調べたい旨の申し出により、証拠物件として保管中の携帯電話を安易に被留置者に手渡し操作させたもの。	署 警部補 [Redacted]	
9	11.11	所属長注意	右職員は、上記事案について、証拠物件取扱責任者の承認及び立会を受けることなく、証拠品保管キャビネットから被留置者の携帯電話を持ち出したもの。	署 巡査長 [Redacted]	
10	11.11	所属長注意	右職員は、平成15年10月17日、 署 管内において交通取締中、シートベルト装着義務違反者に対し、違反を告知し切符処理したが、不適切な保管取扱いにより、処理済みの点数切符1組を紛失したもの。	署 警部補 [Redacted]	

(平成15年11月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
11	11.19	所属長注意	右職員は、平成15年10月23日、看守勤務において、被留置者の昼食の食器等回収時に箸の本数確認を怠ったため、被留置者に箸を隠匿されるなどしたものの。	■■■■署 警部補 ■■■■	
12	11.19	所属長注意	右職員は、平成15年10月23日、看守勤務において、被留置者の昼食の食器等回収時に箸の本数確認を怠ったため、被留置者に箸を隠匿されるなどしたものの。	■■■■署 巡査部長 ■■■■	
13	11.19	所属長注意	右職員は、平成15年10月23日、看守勤務において、被留置者の昼食の食器等回収時に箸の本数確認を怠ったため、被留置者に箸を隠匿されるなどしたものの。	■■■■署 巡査 ■■■■	
14	11.20	所属長注意	右職員は、平成15年11月14日、自家用車で外出中、古賀市内の路上において、最高速度が50キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、80キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	■■■■署 巡査部長 ■■■■	

監督上の措置一覧

(平成15年12月)

番号	処分月日	種 別	概 要	所属・階級・氏名・年齢	備 考
1	12.3	所属長注意	右職員は、平成15年10月7日、父所有の普通乗用車で外出中、 九州自動車道において、法定制限速度が100キロメートル毎時の ところを145キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	署 巡査	
2	12.19	本部長訓戒	右職員は、実兄から、営業活動に使用するための署員の 住所録を要求されたことから、平成15年8月下旬頃、自署に備え付けの 簿冊から、署員の住所録をコピーし、実兄に郵送したもの。	署 巡査	
3	12.19	所属長注意	右職員は、平成12年8月上旬頃、 として、の告訴事件の処理を担当すること となったが、必要な捜査を行わなかったため、平成15年4月27日、公訴の 時効を完成させるに至ったもの。	署 警部補	
4	12.18	所属長注意	右職員は、 として、その責務の遂行に徹底を欠い たことから、平成15年4月27日、当時部下であった が、必要な捜査を行わないまま、 の公訴の 時効を完成させるという事態を惹起させたもの。	署 警部	監督責任
5	12.22	所属長注意	右職員は、 として、その責務の遂行に徹 底を欠いたことから、平成15年4月27日、当時部下であった (現警部補)が、必要な捜査を行わないまま、 の公訴の時効を完成させるという事態を惹起させたもの。	署 警部補	監督責任